

## 地域司法計画シンポジウム報告書

### 「私たちのまちに十分な司法サービスを ～ 市民と自治体が活用できる司法を考える～」について

2003年1月21日

日本弁護士連合会

法曹制度検討会御中

#### 1 報告書の提出について

貴検討会において裁判官、検察官の増員につき論議されるということです。本年1月18日日弁連が開催した標記会議でこの点が論議されましたので、その報告書を提出します。この報告書に記載された全国各地における司法の実状と弁護士会における地域司法改革計画の内容については、検討会におかれても全体的にご検討いただきたいと存じますが、本日の論議に直接関わる部分について以下若干の説明をさせていただきます。

#### 2 地域司法計画作成運動について

地域司法計画作成運動は、日弁連が1999年からはじめた運動です。目的は全国すべての地域における司法の状況と問題点を明らかにし、地域に根ざした司法を構築するため弁護士会としてどのような活動をすべきかを検討し、これを地域の自治体や住民と意見を交わしながら地域司法計画として策定し具体化していかうとするものです。具体的には、地域における市民の権利状況、裁判所・検察庁の配置、裁判官・検察官をはじめとした裁判所・検察庁の人的・物的状況、法曹一元と陪審の実現、地域における司法サービスの拡充に向けた弁護士会の取り組みなどにつき、全国各地の弁護士会と弁護士会連合会で地域司法計画を策定しようとするものです。先のシンポジウムまでに全国52弁護士会、8連合会のうち、42弁護士会、1連合会が作成しました（報告書1頁には40弁護士会、1

連合会とされていますが、その後宮崎県弁護士会と千葉県弁護士会が作成し、上記のようになっています)。

### 3 全国各地の裁判所・検察庁の状況について

報告書 8 頁から 4 5 頁までに「全国各地の地域司法計画の紹介」がなされていますが、「各県の司法の現状と提言」中「(1) 裁判所について」と「(2) 検察庁」の欄に、各地の裁判所、検察庁における事件数の動向、裁判官・検察官の配置状況と増員の必要性が記載されています。

報告書 4 6 頁から 6 2 頁までの「第 3 全国の地域司法計画から見えてくるわが国の司法の現状」は、各地の地域司法計画を通じた総括的な考察で、裁判所、検察庁の状況については、地裁の人的容量の不足(4 6 頁)、地裁支部・家裁・簡裁・検察庁・少年鑑別所等のインフラの底知れぬ不足(4 8 頁)に述べられています。

### 4 裁判官の増員目標について

6 3 頁から 8 8 頁までに裁判官の増員目標が検討され、「裁判官を概ね 2 倍とする」ことが提言されています。

### 5 検察官の増員目標について

8 9 頁から 9 9 頁と別冊において検察官の増員目標が検討され、東京地検(本庁)にあわせるとして 2 倍、さらに副検事を検事でまかなうとして 3 倍の検察官が必要だとしています。